各位

会 社 名 山 喜 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 宮 本 惠 史 (コード番号 3598 東証第2部) 問合せ先 専 務 取 締 役 小 林 淳 (TEL 06-6764-2211)

「内部統制システム構築に関する基本方針」改定のお知らせ

当社は、平成27年6月25日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会 社法及び改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を改定 することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループのコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。

社内 LAN により定款等社内規程類を社員はだれでも容易に閲覧できる体制を構築しており、職務権限、決裁規程等の周知を図っている。また、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

当社は、コンプライアンスに関する相談・通報制度を設け、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、人事総務部長、監査等委員会または社外弁護士等に通報(匿名も可)しなければならないことを定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

2. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの環境・安全リスクを専管する組織として、経営企画部長をリスク管理担当とする「リスク管理委員会」を設置する。また、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたることとする。なお、平時においては個別発生案件ごとに社長を長とする「対策委員会」を組織し、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体で対応することとする。

また、不良品やクレームの原因と対策を協議する「品質管理委員会」を定期的に開催し、 迅速な生産へのフィードバックを実施している。

3. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。これとは別に月1回子会社担当役員を含む部門別の担当役員ヒアリングを行い、経営課題等についてより深い議論、検討を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

営業状況について、毎週木曜日に開催するマネージャー会議で報告され、計画数値から の乖離等を継続的に管理する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社及び当社子会社は、法令・社内規程に基づき、取締役会他重要な会議の議事録や、 取締役の職務の執行を記録する文書の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護 に関する基本方針を定めて対応している。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び連結業績に大きな影響を与える子会社の資金調達・管理及び経理業務を本社が一括して受託し、子会社経営の管理を行っている。

当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に親会 社への承認・報告が必要な事項を定め、経営の管理指導を行なう。またその業務執行状 況について、定期的に経営会議または取締役会において担当役員が報告を行う。

また、法令遵守体制やリスク管理体制については、当社とともに横断的に運用し、業務の適正を確保している。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人と、その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、業務監査室所属の職員に監査等委員会監査に関して必要な事項を指示することができ、業務監査室は、監査等委員会、会計監査人の監査にかかるサポートを行う。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、 協議のうえ対応する。

当該職員の人事異動・人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。

監査等委員会より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役(監査等委員である 取締役を除く。)及び所属長の指揮命令を受けないものとする。

7. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその業務の執行について、当社に対し、会社法第 399 条の 2 第 4 項にもとづく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員会が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家 に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

8. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及びこれらの者から報告を受けた者が当社の 監査等委員会に報告するため体制およびその他監査等委員会への報告に関する体制

取締役は、取締役会において、随時その担当する職務の執行の報告を行うものとする。 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等は、監査 等委員会が、事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速か つ的確に対応するものとする。

また当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社及び当社子会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、 直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。

業務監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社及び当社子会社における内部監査の 結果その他監査等委員会に対して報告を行うものとする。

以 上